

## 株式分割に関する基準日設定公告

2026年1月15日

株主各位

兵庫県神戸市東灘区向洋町西五丁目9番  
株式会社トーホー  
代表取締役社長 奥野 邦治

当社は、2026年1月13日付の取締役会において、2026年2月1日付をもって当社普通株式1株を3株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2026年1月31日(土)(当日は休業日につき、実質的には2026年1月30日(金))と定めましたので公告いたします。

以上

### お知らせ及びご注意

1. 株式の分割後のご所有株式に関する案内は2026年2月下旬に、お届出住所にお送り申し上げる予定です。
2. 2026年2月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. (1)住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いします。  
(2)特別口座に関する各種手続きは、特別口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社  
照会先 〒168-0063  
東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
電話 0120-782-031(フリーダイヤル)  
受付時間 9:00~17:00(土日休日を除く)